

6 財団法人 福島県学校給食会貸出実施要領

(1) 学校給食用検査機器

① 目的

学校給食現場における細菌性食中毒の防止及び衛生管理の意識高揚を図るため、学校給食用検査機器の貸出を行う。

② 貸出対象

学校給食現場、市町村教育委員会、栄養士養成施設他

③ 申込方法

本会へ電話で連絡のうえ、検査機器の貸出申込書（別紙様式1）により申し込むこと。
ただし、複数申し込みの場合は申し込み順となる。

④ その他

- ・検査機器の貸出、返却は本会の配送車で行う。
- ・検査機器の使用法・判定等は、機器に添付のマニュアルを参考にすること。
- ・使用後は速やかに本会に返却すること。
- ・簡易ふらん器返却の際は、検査記録書（別紙様式4）を提出する。
- ・ATP拭き取り検査器の返却の際は、検査記録書（別紙様式5）を提出する。

(2) 学校給食用食器

① 目的

豊かな食環境の中で、児童生徒に選択給食を通して食事の自己管理能力の育成、及び正しい食事マナーの習得を図り、望ましい食習慣に寄与することを目的とし、バイキング用食器、テーブルマナー用食器の貸出を行う。

② 貸出対象

学校給食現場、市町村教育委員会、栄養士養成施設他

③ 申込方法

本会へ電話で使用日を確認後に、学校給食用食器貸出申込書（別紙様式2）により申し込むこと。

④ その他

- ・食器の貸出、返却は本会の配送車で行う。なお、センター方式の受配校の場合は給食センターまでの配送となる。
- ・使用前、使用後はよく洗浄、乾燥させ、数量を確認のうえ、所定のケースに収納すること。
- ・使用中は清潔、安全な取り扱いをし、保管管理に留意すること。
- ・使用後は速やかに本会に返却すること。
- ・破損または紛失させた場合には、速やかに本会へ連絡すること。
- ・紛失等についての補充経費は、原則として使用者が負担する。
- ・返却の際、実施報告書（別紙様式6）を本会へ提出する。